

指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施に係る
外部モニターの選任について

1. モニタリング対象施設

(1)シンコースポーツ寒川アリーナ（総合体育館）

指定管理者：シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体

(2)パンプトラックさむかわ

指定管理者：シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体

(3)田端スポーツ公園

指定管理者：静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体

(4)HAYASHI ウォーターパーク さむかわ（町営プール）

指定管理者：ハヤシグループ

※全ての施設とも施設型類型Ⅱ（公募施設であって、かつ、使用・利用に制限の無い施設）

2. 実施時期

令和3年9月及び令和4年2月

3. モニタリングの方法

モニタリングにあたっては、PDCAサイクルに基づき、管理業務の体制やサービス水準・内容、財務状況（経営の安定性）の確認を行うとともに、改善が必要な事項がある場合には、速やかに指導・監督（改善等の指示）を行います。

【外部モニター】

- ・施設特性に応じた施設管理や事業が行われているかの専門的知見による確認
- ・利用者や関係団体に、より近い視点からの評価

【スポーツ課】

- ・協定書、仕様書、法令・条例等に沿った管理業務がなされているかの確認
- ・各種記録等の保管がなされているかなどの事実確認
- ・行政を相手とした連絡調整等の体制が構築されているかの確認